#### 内閣衆質第六号

### 昭和三十二年五月十九日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員井堀繁雄君提出公職選挙に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

(質問の 六)

# 衆議院議員井堀繁雄君提出公職選挙に関する質問に対する答弁書

質問の各項目については、充分慎重に調査研究する必要があるので昭和三十二年六月十八日に

答弁することといたしたい。

右答弁する。

三

### 内閣衆質第六号の属

昭和三十二年六月十八日

内閣総理大臣臨 時代理

玉 務 大 臣 石 井

光

次

郎

衆 議 院 議 長 益 谷 秀 次 殿

衆議院議員井堀繁雄君提出公職選挙に関する質問に対し、 別紙追加答弁書を送付する。

(質問の 六

衆議院議員井堀繁雄君提出公職選挙に関する質問に対する追加答弁書

## 第一 選挙関係諸法令に関する事項

- 1 現 行 公 職 選挙 法 は、 各 種 . の選挙  $\mathcal{O}$ 共通法規として規定されてい るために、 内 容が 複 雑 とな
- 般に理解され難い欠陥を有するものと考える。従つて、これを各選挙に共 通 の 事 項と、
- L からざる事項とに分ち、後者についてはこれを各選挙ごとに体系的に規定することは、十
- 分考慮に 値するも のと思わ れ る。 L か し、い か なる部分を共 通的 事 項として扱うべきかどう
- か に っつい て は、 具体 的 に は 判 断 が な か なか 困 難 で あ り、 ま た統 一法規 とし 7  $\mathcal{O}$ 現 行 法 に も色
- 色な長所もあるので、それらの長短を比較検討しつつ、今後具体的に十分研究をしたうえで

結論を得たいと考える。

- 2 なるべくそのように努力すべきものと考える。
- 3 趣旨に お いてはおおむね賛成であるが、 投票管理者による選挙権の調査方法等について、

技術的になお研究の余地があると考える。

4 昭 和 三十 -年に行 わ れ た 玉 |勢 調 査  $\mathcal{O}$ 結 果に よる衆議院議 員 の各選挙区の定数の変更につい

7 は、 選 挙 区 制 度  $\mathcal{O}$ 改 正 案 とし て第二十四 回 玉 会に 提 出 L た  $\mathcal{O}$ で あ るが、 審 議 未了とな つた

ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る。 定数  $\mathcal{O}$ 変 更は 選挙 区 制 度とも関 連す る問 題 であ Ď, 方、 現 行 選挙 区 制 は 今日

その是非を検討すべ き段階にあると考えられるので、 従来の経過にもかんがみ、 なお、 慎重

に検討すべきものと考える。

5 市 町 村 内  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 地 域 に お **,** \ て 再 選 挙 文 は 補 欠選挙 が 行 わ れ る場場 合には、 濫 用 0 余地 も考

えられるので、なお、検討いたしたい

6 趣旨 には、 お お むね賛成であるが、 長年慣熟した制度でもあるので、 なお、 慎重に検討

たしたい。

7 住 民 登録 が 適 確 迅 速に行わ れるのでなければ、これのみにより基本 選挙人名簿を調 製 立する

ことは適当でない。 また、 住民登録制度について、直ちにこのような措置を期待することは

木 離 で あると思 わ れ るので、 に わ か に 賛 成 7) た L 難 

- 8 趣 旨 とし て は 賛 成 でで あ る が 技 術 的 に な お 慎 重 に 検 討 を要するも 0 と考える。
- 9 現 行 法の下 12 お ١ ي ても支障なく運営されているので、 特 12 規定を設ける要はないものと考

えるが、 なお、 検 討 **,** \ たしたい。

- 10 趣 自 に は お お む ね 賛 (成で ある。
- 11 不 在 者 投 票  $\mathcal{O}$ 制 度 は、 般  $\mathcal{O}$ 投 票 手 続  $\mathcal{O}$ 例 外 で あ り、 弊 害 Ł 伴 7) Þ すい ので、 ١, たずらに

そ  $\mathcal{O}$ 事 由 を拡張 し、 手 続  $\mathcal{O}$ 簡 素 化 を図ることには、 にわ か に 、賛成い た し か ね るが、 なお、 改

善  $\mathcal{O}$ 余 地 が な V Ł  $\mathcal{O}$ かどうか、 慎 重に検 討 V) たし たい。

12 投 趣旨 とし 紙  $\mathcal{O}$ 印 7 は 刷 賛 能 成 力等 で に あ る ついて、 が、 記 記号 式 なお、 投 無の 検討 採 ζ, 用 たしたい。 に当つては、立候補 制 度、 不在者投票手続、

票

用

Ŧī.

- 13 選挙人の権利に関係することであるので、 慎重に検討 いたしたい。
- 14 選 挙 手 続  $\mathcal{O}$ 根本にふれる問題 であるので、 慎重に . 検 討 V > たし たい。
- 15 現 行 法  $\mathcal{O}$ 解 釈 に より十分であ ると思 わ れ るが、 疑 義をなくするため にそのような規定を設

けてもさしつかえないものと考える。

にてせるしてなうだ。しせのと表うな

特にこのような規定を設けなくとも支障はないものと考える。

17 趣旨に賛成である。

16

18 乗 車 用 腕 章 を 廃 止 して、 乗車 制限 人員数以上交付され る街 頭 演 説 用 腕 章  $\mathcal{O}$ 着 用 者  $\mathcal{O}$ 乗 車を

認 めるときは、 乗 車 制 限 違 反  $\mathcal{O}$ 取締 を困難に 乗車 制限を実効なからしめるおそれがある

- ので、適当でないと考える。
- 19 特に改正の必要はないと考える。
- 20 今日 において、 こ の 制 度 は 廃 止してもさしつかえないものと考える。

- 立会演説会開催単位の人口基準 は、 実情に沿わないと思われる点があるので、全面的に検
- 討いたしたい。

21

- 22 趣旨 に 養成 で あるが、 選挙 運 動 の自 由 0) 制 限に関する問題であ るので、 慎重に検討 7 たし
- たい。
- 23 島 の多い 選挙区にあつては、 その必要があるものと考える。
- 24 特に北海道について、その必要があるものと考える。
- 25 選 挙 制 度  $\mathcal{O}$ 基 本 に関する問 題 で あ る  $\mathcal{O}$ で、 慎重 に検 討 を要するも

のと考える。

- 26 選 学 運 動  $\mathcal{O}$ 支出と見なさない ŧ  $\mathcal{O}$ の範 囲を拡げることは、 適当でないものと考える。
- 27 にわかに賛成いたし難い。
- 28 般  $\mathcal{O}$ 訴 願 制 度との 関 連 ŧ あ るので、 慎 重 に 検 討 1 た L たい。
- 29 選 学管 理委! 員会の告示をもつて公職選挙法第二百十一条に規定する訴訟提起  $\mathcal{O}$ 起算日とす

30 趣旨 に お ١ ر て は 賛 成成で あ るが、 連 座 制 は 刑罰 理 論としてきわめて例外的な制度である ので

具 体 的 方 法 に 0 1 て は、 慎 重 に . 検 討を 要す Ź Ł 0) と考える。

31 趣 旨 に は賛 成であるが、 具体 的 方法に つい ては、 慎重に検討 V) たし たい。

32 33 昭和三十二年三月二十二日の衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会の決議の趣

旨 に従 つつて 善処 7 たしたい。

34 目 下 検 討 中 で あ る。

35 趣旨 に 賛成である。

36 趣旨に 賛成である。

37 7 及 び ( I ) の趣旨に は おお むね賛成であつて、 目下具体案を検討中である。

第二 選挙管理委員会制度に関する事 項

- 1 市町村の選挙管理委員会については、 慎重に検討いたしたい。
- 2 選 学 管 理委員に は、 相当: 高 度 0 知 識 経 験 及び 判 断 力 が 要請され るが、 特に 町 村 にお *\* \ ては

適 任 者 を 求  $\emptyset$ ることが な か な カン 困 難 な 場合 ŧ あ り、 L たが つて、法律 によ 0 て 広 汎 な 兼 職 禁

止  $\mathcal{O}$ 制 度を設けるに ついて は、 慎 重 に 検討を要するものと考える。

- 3 現行制度によつて特に支障はないと考える。
- 4 趣 自 に ·賛成 であ る。
- 5 議 会 が 成 立 L て **,** \ なが . ら 選 挙 管理 委員 な選挙 しない場合等 う の 措 置 に つい ては、 慎 重 に 検討

いたしたい。

- 6 7 財 政 運 営  $\mathcal{O}$ 元 的 処 理 0 見 地 か 5 適当でないと考える。
- 8 地 方 自 治法 第 百 八 + · 条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 選 ~ 举管理 委員会の 独 立性 を侵 あ る *(* ) は その弱体

化をもたらすおそれがあるものとは考えない。

9 御質問第一の28において述べたところと同じである。

10 選挙管 理委員会は、 地方公共団体 の主要な機関であり、 か つ、 公職 選挙法に規定する事務

0 みを施っ 行 するものでな *( (* 0) で、 これを公職 選挙法中に移すことは、 適当でない ŧ 0 と考え

る。

第三 選挙の常時啓発に関する事項

常時啓発は、 一時的にその効果を期待するものでなく、その目的は、 選挙人の政治常識の高揚と政治

に対する自覚により、 選挙の公明化を図ろうとするものであつて、その方法、 対象等については、 次の

ごとく考えている。

1 常 時 一啓発の広報媒体については、 地域的な特殊性を考慮する必要が あるが、 横断幕、 懸垂

幕、 アドバルン、 ポスター、 ビラ等の作製、 使用も、 もちろん必要であ るけれどもこれ 5 は、

短 期間 の宣伝に適する広報媒体であつて、限られた予算の範囲内では、スライド、テキスト、

映 画 .等による恒常的に使用できるものを優先的に採用することが適切であると考える。

- 2 映 画、 スライドの活用は、 必要であると考え、これらの作製使用につい て考慮してい る。
- 3 小、 中学 校 の児が 童生徒に公明選挙 0 「たすき」を着用させることは、 選 . 学  $\mathcal{O}$ 際 に お け る 棄権

防 止 運動等については別として、常時啓発運動においては、なお検討を要するものと考える。

4 人 層 本運 及 動 び青年層 は、 極力すべての選挙人を対象として推進することが望ましい に 重点をお いて行うことは適当であると考える。 のであるが、 特に婦

- 5 有 線 放 送施 設を利 用することは、 効果的 で あると考える。
- 6 共 同 研修にスライドを利用することは、 効果的であると考え、テキストと併せて利用する

よう指導している。

7 公 明 選 学 推 進 の歌 を地 方民 謡 にとり入れることについては、 方法によつては、 効果 的 な場

合もあると考えられるが、 選挙 の品位を下げるようなことのないよう留意する必要が あると

考える。

8 パ ネルデイスカツシ 日 と、も、 適当な手段であると考え、 話しあい 運動とあわせて実施する

よう指導している。

9 本 · 運 動 0) 推 進に つ いては、 選挙管理委員会のみではとうていその成果を期待することは困

難 であると考え、 中央においてはもちろん、 地方においても、 社会教育機関、 広報機関 及び

報 道 . 機 関と充分連携をとつて事 業 0 実施に あ たるよう指 導してい る。

10 本 運 動 は常 時 継 続 的 に 行う必 要が あるの で、 本年. 度は 「話しあ \ | | を運動の中心として推

進するよう計画して指導している。

母 親学級、 青年学級等については、 「話しあい」に代るものとして利用するよう指導して

いる。

11 政治 常識 の高揚と選挙に対する自覚を深めるため、昭和二十七年より毎年、 選挙人名簿  $\mathcal{O}$ 

縦 覧期 間 (十一月五日から十九日まで) を公明選挙強調 旬間として、 都道府県及び市町村に

お *\* \ てそれぞ れ 各 種 行 事 を実 施 して ١ ر るが、 今後に お V > てもご 引き続き実 施 L た 1

12 月 + 五. 日  $\mathcal{O}$ 成 人  $\mathcal{O}$ 日 に、 都 道 府 県 及 75 市 町 村  $\mathcal{O}$ 選 学 管 理 委 員 会 は 教 育 委 員 会と 共 催 で

あ 5 たに成年に 達 した者 に対して、 政治に対する自覚をうながすよう 種 Þ 行事 を 行 0 て 7 る

が そ  $\mathcal{O}$ 実 施方法に . つ い て は、 なお充分検討 のうえ実効あるよう指 導 L た 

13 ラジ 才  $\mathcal{O}$ 利 用 に 0 ١ ر て、 選 挙 良  $\mathcal{O}$ 身 近 な 日常  $\mathcal{O}$ 事 項 等 を取 り上げて行うことは、 非 常常 に必

要なことであると考えている。

14 学 校 教育にお ける選挙 (T) 教育については、今後十分関係機関において協 議のうえ検討する

こととしたい。

15 9 に お 7 7 述 べ た とお り、 本 運 動 を、 ょ り 効果あ 5 しめ るた め、 社 会教 育 関 係 機 関 は もち

ろ ん、 各 種 機 関 及 び 寸 体との 連 携 は 必要であると考え、 充分これに意を用 *(* ) るよう指 導 L

ている。

16 都市 部に おお いては、 社会教育機関が実施する社会教育講座に類する政治講座、 文化教室等

を 設置 し、 郡 部 に お **,** \ て は、 話 L あ V ( 小 団 l研修) を主として実施するよう指 導 してい る。

な お、 これら 0 運 動 は単 独に実施することなく、 他の 運 動、 行事等と並行して行うことが適

当 であると考え、 他 .<u>.</u> 団体等との連絡を密にするよう指導してい 、 る。

の選挙に対する自覚を高揚することにあるが、第一

段階としては、

17

本運

動

 $\mathcal{O}$ 

目

的

は、

選挙民

比 較 的、 文化的 に水準  $\mathcal{O}$ 低 1 地 域 の選 . 学 人に啓発上 の一の重点をおくことは必要であると考

えている。

18 雇傭 主が 使用労務者に対して投票上の便宜を供与するよう指導しているが、法令上の義務

を 課 罰 則を規定する のは、 適当でないと考える。

19 本年 度より国にお いても全国で百五十余の市町村をモデル地区に指定して、ここで積極的

かつ強力に運動を推進するよう計画している。

20 効果測定については、 本年度は一応各都道府県においてそれぞれ行うよう指導しているが、

この結果をみて今後充分検討してゆきたい。

21

常 時

啓発事業は、

国及び地方公共団体相

互に

おいて実施する義務を有するものであり、

本

年 度は、 国においても委託費として一億円の予算措置をしてい る。

右答弁する。

22

選挙

· 法 の

罰則

を強化することについては、

実質犯につい

て検討

**(**)

たし

たい。